

## 外国人介護人材受入施設等学習支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人(以下「外国人介護人材」という。)を受け入れる又は受入れを予定している(以下「受け入れる」という。)介護サービス事業所又は介護施設等(以下「介護事業所」という。)において、外国人介護人材への日本語学習支援、介護福祉士資格の取得を目指す外国人介護人材への学習支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材の職場の満足度向上や定着意向を高めることを目的として、当該事業所等を運営する法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長連名通知)、外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱(平成31年3月28日付け社援基発0328第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知別紙4)、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所又は介護施設等

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内に所在する事業所をいう。

(2) 介護職種の技能実習生

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第9条第3項の規定により同法別表第1の2の表の技能実習の項の在留資格を決定されたもの(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生をいう。)であって、その技能実習に係る職種が介護であるものをいう。

(3) 介護分野における1号特定技能外国人

出入国管理及び難民認定法第9条第3項の規定により同法別表第1の2の表の特定技能の項の在留資格(同項の下欄第1号に係るものに限る。)を決定されたものであって、同号に規定する法務省令で定める産業上の分野が介護分野(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6号)本則第1号に掲げる介護分野をいう。)であるものをいう。

(補助対象及び補助要件)

第3 補助対象者は、外国人介護人材を受け入れる介護事業所を運営する法人とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、外国人介護人材を受け入れる介護事業所において実施されるものであり、次に定めるとおりとする。

(1) 外国人介護人材への日本語学習支援事業

ア 日本語講習に必要な教材の購入、外部講習（e-ラーニングやオンライン授業を含む。）への参加費、日本語講師による教育に必要な経費

イ 日本語能力試験受験料（N3、N2、N1に限る。）、受験に係る旅費（受験者本人分に限る。）

ウ その他知事が必要と認める経費

(2) 介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援事業

ア 資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習（e-ラーニングやオンライン授業を含む。）への参加費、講師による教育に必要な経費

イ 介護福祉士国家試験受験手数料、受験に係る旅費（受験者本人分に限る。）

ウ 介護職員初任者研修受講料、教材費

エ その他知事が必要と認める経費

3 補助対象事業の実施期間は、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日とする。

なお、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手すること。

4 次のいずれも満たすことを補助要件とする。

(1) 本事業による補助内容について、既に他制度で助成を受けていないこと。

(2) 交付申請時点で雇用していない外国人介護人材に対して、補助対象事業を実施する場合は、当該外国人介護人材を年度内に雇用すること。

(3) 和歌山県が実施する効果検証事業等に協力すること。

(補助対象経費及び基準額、補助率)

第4 補助事業における補助金交付の対象経費、補助上限額、補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率	補助上限額	備考
報償費、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、負担金（受講料、受験料に限る）、研修担当者の活動に要する経費	3分の2以内	200,000 円（1事業所等あたり） ただし、研修担当者の活動に要する経費については、うち 60,000 円。	対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

（交付申請）

第5 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が別に定める期日までに、外国人介護人材受入施設等学習支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて知事に提出しなければならない。なお、事業計画書（別記第2号様式）及び収支予定額内訳書（別記第3号様式）については介護事業所毎に作成すること。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）収支予定額内訳書（別記第3号様式）
- （3）役員名簿
- （4）金額が確認できる書類の写し
- （5）雇用（予定）の状況を証する書類

2 補助事業者は、1の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けるこ

と。

ア 事業に要する経費の区分間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合

イ 補助事業の内容の変更（知事が軽微な変更と認める場合を除く。）をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（実績報告において、アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らねばならないこと。

(5) (4)の財産のうち、取得した価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、預金通帳、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交

付されている場合は、別途知事が指定する期限までにその超える部分について県に納付しなければならないこと。

(変更の承認等)

第7 第6の1の(1)の規定により、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする場合は、外国人介護人材受入施設等学習支援事業変更承認申請書(別記第5号様式)に変更後の第5の1の(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第8の規定により、補助金の変更交付を申請する場合は、この変更承認申請を省略することができる。

2 第6の1の(1)の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合は、外国人介護人材受入施設等学習支援事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8 この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、外国人介護人材受入施設等学習支援事業補助金変更交付申請書(別記第7号様式)に変更後の第5の1の(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに外国人介護人材受入施設等学習支援事業実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記第9号様式)
- (2) 収支決算額内訳書(別記第10号様式)
- (3) 補助事業に係る支払が確認できる書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。